



芳滝 仁 議員
(ひまわり)



行政区のあり方について、議会では令和元年から令和4年まで特別委員会で議論を重ね、「住民と行政がお互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを願うものである」とし、五つの意見を付して報告した。その中の四つについて現状を伺う。

(1)「行政区」は地域のこと、その中で住民自治活動が「町内会」であることの周知について

(2)広報紙の全世帯配布については未配布世帯数が700世帯台で変わらず、新たな手法を含めて考える必要がある。町内会入会以外の行政区の住民に未配布のところもあり、町内会への広報紙の配布依頼のあり方についても検討すべきである。

(3)町内会活動支援交付金は、全額町内会に一括交付され、その活用は各町内会で決定することになっている。町内会長の報酬を以前の公区長報酬と同等額としている町内会もあり、問題となっているが

問 行政区における「コミュニティの現状と課題、今後のあり方について

答 持続可能な地域コミュニティの推進に向け、町内会の支援に力を注いでいきたい

どうか。

(4)町内会入会数の減少は町内会費の徴収が大きな要因である。交付金と協働のまちづくり支援で行政区全体に町内会活動を広めていく姿を目指すべきであるがどうか。

町長

(1)令和5年4月1日施行の改正後の幕別町行政区設置条例において「公区長」の呼称を削除、行政区が「区域」を指すものであることを明確にし、地域の活動主体は、町内会等の任意の自治組織であることを町民にお知らせした。

条例改正から1年2か月が経過し、行政区という「区域」と町内会という「組織」の違いは浸透してきたと認識している。今後は、町内会等の組織運営の状況を注視しつつ、引き続き依頼事項の一つである広報紙の配布を通じて、地域内で顔の見える関係を築くことができる効果的なコミュニティ活動が推進されるよう、できる限りの支援をしていきたい。

(2)広報紙の配布は全戸に配布することを基本として町内会に協力を依頼しており、配布に対する交付金として、1戸当たり1200円を交付している。

「公区長」の呼称廃止前の令和4年度は、配布数が1万165世帯、未配布数が758世帯（配布割合93・1%）、直近の6年度は、配布数が1万223世帯、未配布数が726世帯（同93・4%）で、配布割合が微増しており、徐々に地域における全戸配布への理解が広がっていると感じている。

全戸配布に至っていない町内会には、引き続き聞き取り調査を行うとともに、地域の実情を考慮した上で全戸配布に向けての協力を呼びかけていきたい。

広報紙が届かない世帯への対応については、公共施設のほか、コンビニエンスストア等に広報紙を配架するほか、ホームページへの掲載やスマートフォン向けアプリ「マチイロ」による配信など、これまでの取組を継続していく。

(3)令和4年度まで「運営費」と「公区長活動費」の2本立てで構成する「行政区運営費」を交付しており、そのうち「公区長活動費」の受け取りについては、町内会または個人のいずれかを選択することができるとしていた。令和5年度からは、これまでの「公区長活動費」を廃止し、「運営費」に代わる「町内会活動支援交付金」として町内会に交付することとした。

交付金の活用について町内会の中でみなさんが合意して決められたことについては、最大限尊重すべきと考えている。

(4)令和5年4月から新たに運用を開始した行政区制度について、現在のところ改善、見直しを行う予定はないが、一方で、町内会の加入率低下や近所付き合いの希薄化、地域活動の担い手不足など、時代の変化を背景に、地域コミュニティの衰退が懸念されている。これら地域課題の改善に向け、町内会組織の存在意義や組織運営の問題点について地域とともに考えるなど、持続可能な地域コミュニティの推進に向け、引き続き町内会の支援に力を注いでいきたい。